

第 391 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 7 日 14 時 00 分～14 時 40 分
2. 開催場所 対馬振興局別館 第 1 会議室
3. 通知年月日 令和 6 年 5 月 31 日
4. 告示年月日 令和 6 年 5 月 31 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、二宮 昌彦、船津 博也、水主川 澄男、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、阪口係長
6. 欠席者 豊田 功己
7. 傍聴者 なし
8. 議 題 第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定につ
いて（諮問）
第 3 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 4 及び別紙 1－2 第 4 の別
に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）
9. その他
10. 議 事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 391 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始め
に、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 本年度より対馬海区漁業調整委員会事務局係長を拝命しました阪口でござ
います。よろしくお願いします。

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局
より報告願います。

事務局 本日は、豊田委員から欠席の連絡があっておりますが、定員 10 名中、9 名
の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、
漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご
報告いたします。
また本日は、第 2 号議案を説明するため、対馬振興局水産課から担当者が
出席しておりますので、紹介いたします。
対馬振興局水産課 濱口技師でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日
の議事録署名人は、「吉田委員」と「阿比留委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第3号議案 長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）

その他

となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。

（諮問文朗読）

（事務局より概要説明）

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

水主川委員

希望者はどこの漁協に所属しているのか。

事務局

今、回答を持ち合わせていません。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示することに、ご異議ございませんか。

委 員

（異議なし）

会 長

ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、引き続き、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。

（諮問文朗読）

（事務局より概要説明）

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員

県の当初配分された漁獲枠を超えることになるが、資源管理として問題ないのか。

事務局	国内で設定された漁獲枠の範囲内で行われるものですので問題はありません。融通については、まずは国内で設定された漁獲枠を超えないように管理される中で、まずは国の留保枠から追加がなされるとともに、大臣許可漁業と数量明示県とが一緒に協議を行い、過不足の調整を行っております。また、どうしても国内で設定された漁獲枠を超えるような状況となる場合は、次年度の資源評価が増加傾向である条件であれば、漁獲枠を前借りすることが可能であり、このようなルールのもと、柔軟な対応が図られています。
神田委員	まあじ、まいわしの管理期間は1月から12月、まさばの管理期間は7月から6月と管理期間が異なるのはなぜか。
事務局	基本的に管理期間の終了・開始の時期がTAC魚種の漁期のピークに重ならないように設定されています。また、運用を行うにあたり設定された管理期間で、管理が難しいとなった場合は、国が所管する会議の中で議論され、管理期間が変わることもあります。まさば管理期間については、1月から12月の管理期間から、7月から6月の管理期間へ変更した経緯があります。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、第3号議案 「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 （諮問文朗読） （事務局より概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	今回の大型まぐろ、小型まぐろの追加配分は定置網での漁獲は入っていますか、釣りだけですか。
事務局	定置網での漁獲も含まれています。

会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 3 号議案 「長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 4 及び別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」については、原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第 3 号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。
会 長	以上で本日の議題は終了しました。続きまして、「その他」といたします。 その他（１）「令和 5 管理年度（第 9 管理期間）におけるくろまぐろの漁獲実績について（報告）」、事務局の説明を求めます。
事務局	（概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
会 長	ご意見がないようですので、続きまして、その他（２）「令和 5 管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）」、について事務局の説明を求めます。
事務局	（概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	今回の県許可の中型まき網漁業の追加配分量について、対馬海区漁業調整委員会が認めないという判断となれば、対馬海区にまさばを漁獲しに行けなくなるようにできるか。
事務局	中型まき網の漁獲枠全体の中で管理をするということになり、いずれにしても対馬海区での操業ができないというようなことにはなりません。
会 長	続きまして、その他（３）「令和 6 管理年度におけるさんま都道府県別漁獲可能量の変更について（報告）」、について事務局の説明を求めます。
事務局	（概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
水主川委員	全国で 200 トンの漁獲枠ですよ。知り合いにさんま漁師がいるのですが、北太平洋に漁に行っています。漁獲ができれば、この 200 トンをすべて使っても良いということになるのか。

事務局	これは長崎県知事管理漁業の漁獲枠です。北太平洋に行かれている船は大臣許可漁業のさんま棒受網としますので、これは大臣管理漁業として別の漁獲枠が設定されています。
会 長	他にご意見等ございませんか。 県から何かございませんか。
会 長	それでは、以上をもちまして、第 391 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。 ご審議ありがとうございました。

(14 時 40 分 終了)